

「公職選挙法施行令の一部を改正する政令（案）」等に対する意見募集の結果及び意見に対する考え方
（令和4年11月28日～令和4年12月8日意見募集）

No.	意見申出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	<p>期日前投票等の宣誓書について、本改正により具体的な該当事由まで示す必要がなくなり、投票者の心理的抵抗が軽減されることから、改正に賛成する。ただ、投票の利便性向上の観点からは、選挙期間中に満18歳となる者が、満18歳の誕生日より前に不在者投票をする場合は、より簡易な方法（その者が居住している市町村で不在者投票をする場合は、特例として、選挙管理委員会に出向かなくても、期日前投票所で不在者投票の手続を可能とする）であることができるように改正すべきである。</p> <p>（ほか同旨1件）</p>	<p>本改正に賛成の御意見として承りました。</p> <p>いただいた御意見につきましては、今後の政策立案の参考とさせていただきます。</p>	無
2	個人	<p>現行では期日前不在者投票が「当日自らが」となっているが改正案では消されている。これだと、期日前不在者投票が、本人でなくていいのでは？当日不都合だから行うのが「期日前不在者投票」のはず。</p>	<p>本規定の主語は「選挙人」であることから、申立て等の主語が選挙人本人であることは明らかとなっています。</p> <p>なお、改正前の規定では選挙人が「選挙の当日</p>	無

		<p>だから、期日前不在者投票は「当日自らが」行うの当然。この部分は、削除する必要なし。</p> <p>(ほか同旨 47 件)</p>	<p>自らが該当すると見込まれる事由」を申し立てることとしておりましたが、改正後の規定では選挙人が「選挙の当日に…事由のいずれかに該当すると見込まれる旨」を申し立てることとしております。</p>	
3	個人	<p>パブリックコメントの期間が短いのは、まず宜しくないと思います。</p> <p>もっと国民との信頼関係構築のために、情報公開していただけないと貴方方を疑ってしまいかねませんので、「わかりました。それでお願いします」とは言えなくなります。</p> <p>納得できないことをやっていただくのは、甚だ懸念があります。</p> <p>ますます、国との信頼関係を築くことが難しくなり、お互い騙し疑いながらではうまくいかないのではないのでしょうか。</p> <p>大変懸念しております。よって改正するよりも前に情報公開と説明をして、国民の理解を得られるように努めていただきたい。</p> <p>これでまた勝手に改正されたら、私の声は聞かなかったということと理解します。</p> <p>個人的に電話してくださっても構いませんので、何故そうしたいのかきちんと説明してください。</p>	<p>本改正政令については、公職選挙法の一部を改正する法律（令和4年12月28日施行）と同日に施行するため、緊急に制定する必要がある等の理由から、行政手続法第40条第1項の規定に基づき、パブリックコメントの期間を短縮して実施することとしたものです。</p> <p>また、本改正省令については、本改正政令の宣誓書に係る改正部分と同様に、令和5年3月1日の施行に向けて、自治体や関係機関における準備期間を踏まえて早期に制定する必要があることから、パブリックコメントの期間を短縮して実施することとしたものです。</p> <p>何卒ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	無

	<p>緊急事態条項を通すための下ごしらえを、まさかされていませんよね…。貴方たちは、私たちの投票によって雇われたような身分だということを忘れてないでいただきたいなと思います。</p> <p>少なくとも読んで納得できなかったので、私はこの改定を望みません。</p> <p>まずは公明正大情報公開をし、なぜ「早期に制定する必要がある」のか、端折らないで説明してください。</p> <p>資料は目を通しましたが、私は改正の必要について、納得できる理由をみつけられませんでした。</p> <p>「やらなきゃいけないんで」が理由になると思っているのでしょうか。</p> <p>貴方方が近年やっていることは、大変胡散臭いと感じておりますので、それは貴方方の説明不足だと私は思っています。私はできるだけ日々、情報収集に努めております。</p> <p>どうしても改正したいなら、国民にきちんと情報公開し、十分に何故そうしたいのか、どういう場合のために改正したいのか危険性がないのかなどちゃんときちんと説明し、問うてからにしてください。</p> <p>勝手に改正しないでください。</p>		
--	---	--	--

4	個人	<p>改正省令について、「本改正省令は準備期間を踏まえて早期に制定する必要があるところ、現時点で案文が確定しておらず今後も案文の変更のおそれがあるため、案文や新旧対照表を提示するのが困難であることから、概要のみにて意見募集を行うこととする。」とあるが、案文が示されていない状態で意見募集をされても、国民は具体的な意見を述べることはできないと考えます。</p> <p>こういう案文も示さず、パブリックコメントを行ったという実績だけを作ることが許されるのであれば、示された概要とその後の実際の改正文等について乖離があったとしても、国民は何ら意見をすることができません。</p> <p>このことから、案文を示さない状態でのパブリックコメントは、その趣旨を満たしておらず瑕疵があると考えます。</p> <p>時間がないというのはあくまで行政側の都合であり、それをもって意見募集の期間の短縮、案文の省略が認められるべきではありません。</p>	<p>本改正省令については、本改正政令の宣誓書に係る改正部分と同様に、令和5年3月1日の施行に向けて、自治体や関係機関における準備期間を踏まえて早期に制定する必要があることから、パブリックコメントの期間を短縮して実施することとしたものです。</p> <p>また、パブコメ実施時点で案文が確定しておらず、その後も変更の可能性があることから、改正省令については概要のみにて意見募集を行うこととしたところであり、その内容については、概要において、「期日前投票又は不在者投票の事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の宣誓で足りることとし、該当する事由の特定を不要とする」改正政令の内容を踏まえ、「期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書の様式を改める」ものとさせていただいております。</p> <p>何卒ご理解いただきますようお願いします。</p>	無
---	----	--	---	---

【提出意見 59件】

上記の他、案とは無関係の御意見と判断し、提出意見として扱わなかったものが7件ありました。